

# 実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の解説

専門研究員 江藤 栄作

## I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）では、平成 18 年 9 月 8 日に実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した<sup>1</sup>。本実務対応報告については、平成 18 年 6 月 6 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、ASBJ において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものである。本稿では、本実務対応報告の概要について紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

## II. 公表の経緯

企業会計審議会から平成 9 年 6 月に公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）では、子会社及び関連会社の判定基準として支配力基準及び影響力基準を導入している。また、平成 10 年 10 月に公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。また、これと連結原則とを合わせて「連結原則等」という。）一及び二では、その範囲を会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）としている。

このため、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれる場合があることは明らかであり、連結原則等に従い、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用することとなる<sup>2</sup>。しかしながら、近時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されており、その適用に関する取扱いをより明確にすることが必要ではないかという意見があることから、本実務対応報告では、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、実務上の取扱いを示すこととしたとされている。

## III. 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用にあたっての考え方

投資事業組合は、一般に、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律）や、民法上の任意組合（民法第 667 条以下）、商法上の匿名組合（商法第 535 条以下）として組成されており、投資育成や企業再生支援など様々な投資事業を行っている場合が多い。

<sup>1</sup> 本実務対応報告については、ASBJ のホームページ

(<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/kumiai/>) を参照のこと。

<sup>2</sup> この点については、例えば、日本公認会計士協会 監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q & A」 Q12 及び会計制度委員会「金融商品会計に関する Q & A」 Q71 を参照のこと。

このような投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことなどから、株式会社における議決権を想定している連結原則等を投資事業組合に対して適用する場合には、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当であるとされている。

#### IV. 支配力基準の具体的な適用について（Q1 参照）

##### 1. 投資事業組合における具体的な適用

投資事業組合が、投資事業有限責任組合や民法上の任意組合として組成されている場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、その共同事業性から、財務及び営業又は事業の方針の決定も、それに基づく業務執行の決定も出資者が直接行う。ただし、これらの組合であっても、必ずしも全組合員が業務執行の決定を行うわけではなく、一部の組合員が行う場合も多い。

また、投資事業組合が商法上の匿名組合として組成される場合、業務執行は営業者によって行われる。この場合、民法上の任意組合のように組合員相互間に契約はなく組合財産も形成されないが、同一の投資事業について営業者が複数の匿名組合員との間でそれぞれ匿名組合契約を締結することが多く、投資事業有限責任組合や民法上の任意組合として組成される場合と経済実態に差がない場合も多い。

このような投資事業組合において、財務及び営業又は事業の方針の決定は組合契約において定められる場合もあるが、株式会社における株主の議決権行使と異なり、各組合員が定期的に当該方針決定に関わっているかどうか判別できないことが多い。また、業務執行組合員が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定していると認められる場合も少なくない。

したがって、本実務対応報告では、次の場合には、業務執行者（匿名組合における営業者を含む。以下同じ。）が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合（Q2 参照）を除き、当該投資事業組合は業務執行者の子会社に該当するとされている。

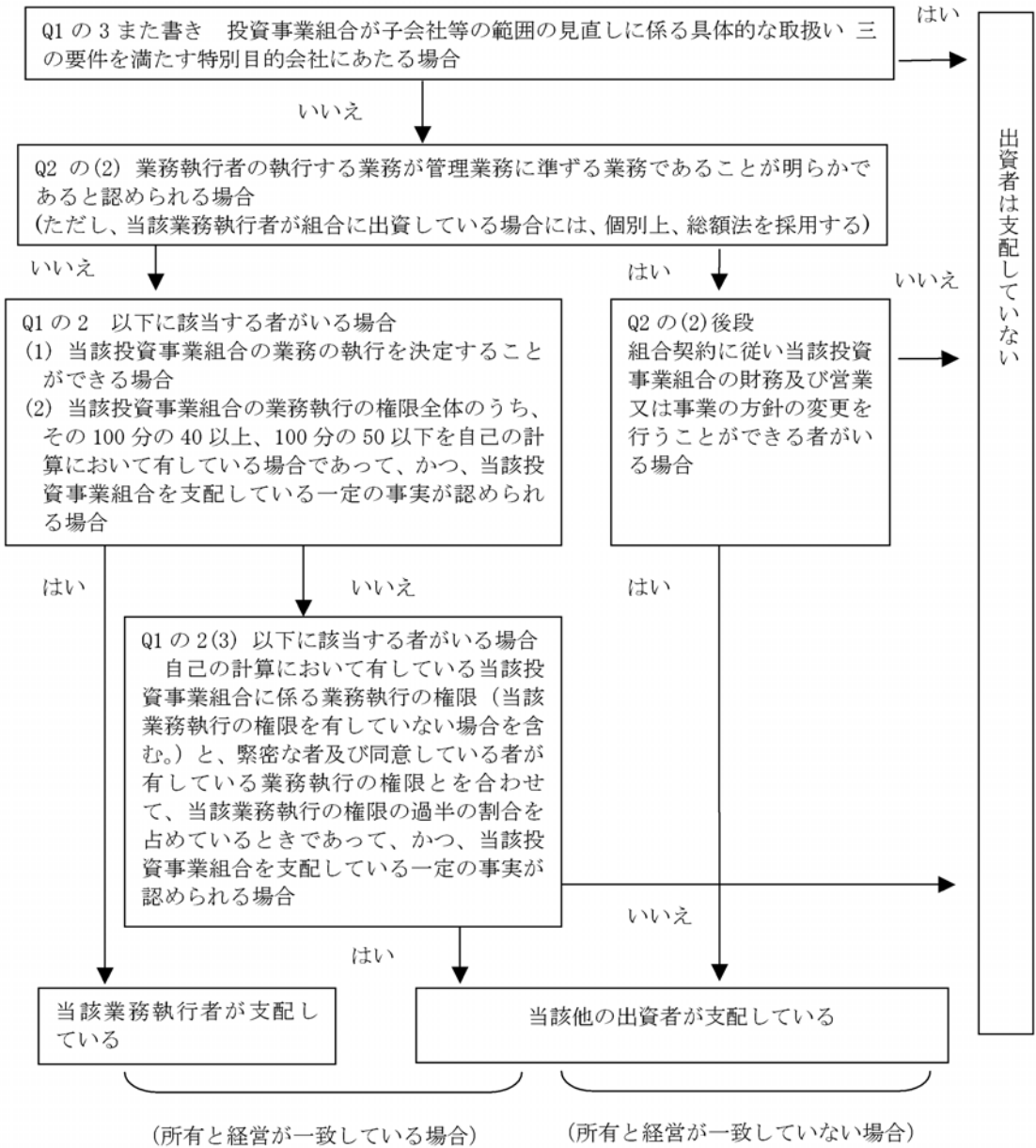
- (1) 当該投資事業組合の業務の執行を決定することができる場合（すなわち、業務執行者が複数いる場合には、その過半数をもって行われるため、業務執行を決定する権限全体のうち、その過半の割合を自己（自己の子会社を含む。以下同じ。）の計算において有している場合）
- (2) 当該投資事業組合の業務執行の権限全体のうち、その 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

- ① 自己の計算において有している業務執行の権限と緊密な者及び同意している者<sup>3</sup>が有している業務執行の権限とを合わせて、当該投資事業組合に係る業務執行の権限の過半の割合を占めていること。
  - ② 当該投資事業組合の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。なお、例えば、単なる事務管理契約など、当該契約の終了によっても当該投資事業組合による投資事業の継続に重要な影響を及ぼすこととならない契約等はこれに該当しない。
  - ③ 当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。ただし、金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合であって、資金の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないときには該当しない（下記(2)④についても同じ）。
  - ④ 当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。
  - ⑤ 当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。
  - ⑥ その他当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定を左右すると推測される事実が存在すること。
- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（当該業務執行の権限を有していない場合を含む。）と、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の過半の割合を占めているときであって、かつ、上記(2)の②から⑥までのいずれかの要件に該当する場合
- このため、当該投資事業組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限が、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を占め、かつ、緊密な者と合わせて、当該投資事業組合の資金調達額の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合（上記(3)と(2)④に該当する場合）や当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている場合（上記(3)と(2)⑤に該当する場合）等には、通常、当該投資事業組合は子会社に該当することとなる（〔図表〕参照）。

---

<sup>3</sup> 「緊密な者」及び「同意している者」は、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」や、「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」で示されており、会社と同様に、投資事業組合に対しても適用される。

【図表】 投資事業組合における支配力基準適用の考え方



## 2. 実務上の支配力基準適用にあたっての留意事項

本実務対応報告では、実務上、投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたり、出資者（出資以外の資金の拠出者を含む。）が投資事業組合の業務執行の権限の100分の40以上有していない場合であっても、出資額（又は資金調達額）の総額の半分を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該出資者の緊密な者に該当することが多いと考えられ<sup>4</sup>、この場合には、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当するとされている（ただし、当該業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定していないことが明らかであると認められる場合を除く。）。

また、出資者の子会社に該当しない他の会社や組合、財団法人・社団法人などの公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中間法人などの事業体や個人を介在させている場合であっても、当該出資者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているときには、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当するとされている。

なお、投資事業組合については、当該組合の財務諸表に基づいて当該組合に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されている（「金融商品会計に関する実務指針」第132項）が、このことと子会社に該当し連結の範囲に含まれることとは別個に判断すべきであり、子会社に該当するか否かは、あくまでも支配力基準によって判定することに留意する必要がある<sup>5</sup>。ただし、投資事業組合が商法上の匿名組合として組成される場合、通常、営業者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているが、匿名組合事業は営業者の個別財務諸表に反映されていることから、営業者においては当該匿名組合を子会社とする必要はないこととなるし、このように、営業者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているときには、匿名組合員が当該匿名組合を連結することはない。しかし、当該匿名組合に関して、営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる場合には、匿名組合事業が営業者の個別財務諸表に反映されているが、匿名組合は当該匿名組合員の子会社に該当することとなることに留意する必要がある<sup>6</sup>。

また、投資事業組合が、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三の要件を満たす特別目的会社にあたる場合には、出資者及び譲渡者の子会社に該当しないもの

---

<sup>4</sup> これは、一般に、多くのリスクを負いリターンを受ける者が方針決定することが経済的な合理性と適うと考えられていることによるものと思われる。

<sup>5</sup> 日本公認会計士協会 監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」Q12 参照

<sup>6</sup> この結果、重要性が乏しい場合を除き、当該匿名組合は当該匿名組合員の連結の範囲に含まれることとなるため、当該匿名組合に係る資産及び負債は当該匿名組合員の連結財務諸表に取り込まれ、当該匿名組合との間の債権債務や取引高、未実現利益は消去されることとなる。

と推定されることとなる。

**V. 当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合について（Q2 参照）**

連結原則等においては、上述の連結原則等のために該当する場合であっても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、子会社に該当しないものとしている。

投資事業組合においては、通常、以下のような場合が該当すると考えられるが、その出資状況や営業上又は事業上の関係、取引スキームなど実態に応じて、組合員は適切に判断する必要があるとされている（ただし、関連会社に該当する場合はあり得ることに留意する必要がある）。

- (1) 複数の会社等（親子関係にある会社等を除く。）が、それぞれ当該他の会社等を支配していることにはならないことから、投資事業組合においても、通常の会社の場合と同様に、例えば、当該投資事業組合を支配していることに該当する要件のいずれかを満たしていても、他に当該投資事業組合を支配している組合員が存在し、当該業務執行組合員が独立して方針を決定していることが明らかな場合
- (2) 業務執行者の執行する業務が管理業務に準ずる業務であることが明らかであると認められる場合（ただし、当該業務執行者が組合に出資している場合には、出資者であり、かつ、業務執行していることから、重要性が乏しい場合を除き、いわゆる総額法を採用することが適当である。）

これには、例えば、組合員が財務及び営業又は事業の方針を形式的にも実質的にも決定しており、業務執行者は単に組合員によって意思決定された方針を遂行するに過ぎないことが明らかである場合が該当するものと考えられる。ただし、当該投資事業組合に対する出資や、当該業務執行者が投資事業組合の投資事業から生ずる損益（業務執行に係る適正な対価以外のもの）の享受又は負担が、概ね過半を超えている場合には該当しないことに留意する必要がある<sup>7</sup>。

なお、この場合において、組合契約に従い当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の変更を行うことができる者（組合員が緊密な者及び同意している者の権利を合わせれば変更を行うことができる場合の当該組合員を含む。）がいれば、その者の子会

---

<sup>7</sup> これは、組合の場合には、その共同事業性から、財務及び営業又は事業の方針の決定も、それに基づく業務執行の決定も出資者が直接行う（いわゆる所有と経営に一致）という形態が想定されるが、いわゆる所有と経営が分離しているという実態もあるため、業務執行組合員であっても所有者としての役割は希薄であり、管理業務に準ずる業務を行っているに過ぎないことが明らかである場合には、当該投資事業組合を支配していないことが明らかであると認められる場合に該当することがあるものとされたと考えられる。したがって、当該投資事業組合に対する出資や享受又は負担する投資事業組合の投資事業から生ずる損益（業務執行に係る適正な対価以外のもの）が、概ね過半を超えている場合には該当しないが、概ね過半を超えていない場合でも、管理業務に準ずる業務を行っていないときには、該当しないこととなる。

社に該当することとなるとされている。

#### VI. いわゆる孫会社について（Q3 参照）

連結原則等では、親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等を支配している場合における当該他の会社等も、また、子会社とみなすものとしている。これは投資事業組合においても同様に適用されるため、以下のような場合には、投資事業組合は親会社の子会社とみなされる。

- (1) 親会社と子会社が一体となって投資事業組合を支配している場合
- (2) 子会社 1 社で投資事業組合を支配している場合
- (3) 複数の子会社が一体となって支配している場合

以上の 3 つの場合には、それぞれの状況に応じ子会社の投資事業組合に係る業務執行の権限を勘案して支配の有無を判定することになる。

#### VII. 支配が一時的であると認められる場合について（Q4 参照）

日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」6 では、「直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合に、支配が一時的であるとして取り扱うものとする。」している。

これを投資事業組合にあてはめた場合、例えば、直前連結会計年度末において会社が有する投資事業組合の業務執行の権限が 100 分の 50 以下で、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実がなく支配に該当しない場合において、翌連結会計年度以降その有する業務執行の権限が相当の期間にわたって 100 分の 50 以下であり、かつ、当該投資事業組合を支配している一定の事実がなく支配に該当しないことが確実に予定されている場合は、支配が一時的であると認められる。

なお、投資事業組合が直前連結会計年度以降に組成されている場合には、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、当連結会計年度又は翌連結会計年度に解散が予定されているときであっても、当該投資事業組合の存続期間の大部分を支配していることになるため、支配が一時的であることには該当しないことに留意する必要があるとされている。これは、投資事業組合は、会社の場合とは異なり当初より存続期間が限定的な場合があるためと考えられる。

また、会社の場合と同様に投資事業組合においても、直前連結会計年度に支配に該当し、かつ、当連結会計年度にも支配に該当している場合には、翌連結会計年度に売却等が予定されているときであっても、支配が一時的であることに該当しない。

#### VIII. 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある場合について（Q5 参照）

投資事業組合が子会社に該当しても、連結の範囲に含めることにより、当該投資事業組合を子会社とする出資者の利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる

場合には、連結の範囲に含めないものとなるが、一般に、それは限定的であると考えられるとされている。

## IX. 影響力基準の適用にあたって（Q6 参照）

連結原則等では、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合としている。投資事業組合に対しても、連結財務諸表上、会社と同様に、持分法の対象とすべき関連会社の範囲に含まれ、影響力基準により関連会社かどうか判定される。

### 1. 投資事業組合における具体的な適用

本実務対応報告では、次の場合には、投資事業組合が子会社にあたる場合又は投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合<sup>8</sup>を除き、当該投資事業組合は業務執行者の関連会社に該当するとされている。

- (1) 当該投資事業組合に係る業務執行の権限の 100 分の 20 以上を自己の計算において有している場合
- (2) 当該投資事業組合に係る業務執行の権限の 100 分の 15 以上、100 分の 20 未満を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合
  - ① 当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在すること。
  - ② 当該投資事業組合に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）又は出資を行っていること。
  - ③ 当該投資事業組合の多くの投資先との間に、重要な投資育成や再生支援等、営業上又は事業上の取引があること。
  - ④ その他当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。これには、例えば、当該投資事業組合の組成への関与を通じて、その後も重要な影響を与えている場合などを含む。
- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（自己の計算において有していない場合を含むが、自己の計算において有している割合が 100 分の 15 未満である場合を前提とする。）と緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の 100 分の 20 以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の①から④までのいずれかの要件に該当する場合

---

<sup>8</sup> この場合でも、個別財務諸表の処理は、そのまま連結財務諸表に取り込むこととなる（このような取扱いについては、「金融商品会計に関する Q & A」 Q71 も参照のこと）。



## 2. 留意事項

本実務対応報告では、持分法の適用において（非連結子会社の場合を含む。）、組合員の個別財務諸表上、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を計上する方法（いわゆる総額法）や、貸借対照表については持分相当額を純額で損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法（いわゆる折衷法）を採用している場合でも、それは組合契約の内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映するために行われたものであり、また、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成されることから、連結財務諸表を作成する場合には、個別財務諸表の処理をそのまま取り込むこととなるとされている。

## X. 適用時期等

本実務対応報告は、公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用することとされている。これは、投資事業組合が、連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれるか否かの判定をすべき対象であることは連結原則等において明らかであり、本実務対応報告は、投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用について、原則として実務上の取扱いをより明確にするものであることによる。

しかし、本実務対応報告を適用することにより、これまで行ってきた会計処理と異なることとなる場合には、これまでの会計処理が明らかに不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。

以 上